

追 補

ビジネス・キャリア検定試験標準テキスト『経理2級（財務会計）』の記載内容につき、会計基準の改正に伴い記述の一部を補足いたします。

●（初版）60頁 本文下から3行目～61頁 本文上から11行目

〈変更前〉 iii. 後入先出法

後入先出法とは、新しく受け入れた物から、先に払出していくと仮定して、払出単価を計算する方法である。この方法には、次のような特徴点がある。第一に、現実の財の流れは、一般に、先に受け入れた物が先に払い出されると考えられるので、この方法で仮定する財の流れは現実の財の流れと一致しないといえることができる。第二に、この方法では、後に仕入れた物から先に払い出されるため、棚卸資産は、古い時期に受け入れた物によって構成されることになる。そのため、棚卸資産の貸借対照表計上価額は、決算日の時価とはかけ離れたものになる可能性がある。また、払出価額が、最近取得した資産の価額によって計算されるため、価格上昇期には、収益（売上）と費用（売上原価）が、同一価格水準で対応されることになる。そのため、価格上昇期に、架空利益が損益計算から除去されるという効果を持つ。

〈変更後〉 iii. 後入先出法

後入先出法とは、新しく受け入れた物から、先に払出していくと仮定して、払出単価を計算する方法である。この方法には、次のような特徴点がある。第一に、現実の財の流れは、一般に、先に受け入れた物が先に払い出されると考えられるので、この方法で仮定する財の流れは現実の財の流れと一致しないといえることができる。第二に、この方法では、後に仕入れた物から先に払い出されるため、棚卸資産は、古い時期に受け入れた物によって構成されることになる。そのため、棚卸資産の貸借対照表計上価額は、決算日の時価とはかけ離れたものになる可能性がある。また、払出価額が、最近取得した資産の価額によって計算されるため、価格上昇期には、収益（売上）と費用（売上原価）が、同一価格水準で対応されることになる。そのため、価格上昇期に、架空利益が損益計算から除去されるという効果を持つ。

【注記】 会計基準の改正で、平成22年4月1日以降開始の事業年度より、棚卸資産の評価方法から後入先出法は選択できなくなりました。